

事務連絡

平成27年6月4日

各都道府県・政令指定都市消費者行政担当課長 殿

各都道府県・政令市・特別区衛生主管部（局）担当課長 殿

消費者庁消費者安全課
厚生労働省健康局生活衛生課

まつ毛エクステンションに係る消費者事故等について（依頼）

まつ毛エクステンションについては、「まつ毛エクステンションによる危害防止の徹底について」（平成20年3月7日付健衛発第0307001号）、「まつ毛エクステンションによる危害防止の周知及び指導・監督の徹底について」（平成22年2月18日付健衛発0218第1号）、「まつ毛エクステンションによる安全性の確保について」（平成24年11月28日付健衛発1128第1号）及び「まつ毛エクステンションに係る教育プログラムと情報提供等について」（平成25年6月28日付健衛発0628第5号）により、まつ毛エクステンションの危害防止のため、周知や指導監督をお願いしているところです。

今般、独立行政法人国民生活センターが「後を絶たない、まつ毛エクステンションの危害」を公表し、まつ毛エクステンションによる危害相談が依然として寄せられていることが報告されました。

衛生主管部局におかれては、管下の美容所等に対し、衛生管理の徹底や利用者へ十分な説明を行う等、施術の安全・安心を確保するための取組の周知徹底をお願いいたします。また、まつ毛エクステンションに係る教育が適切に実施されるよう、美容師養成施設への指導・監督をお願いいたします。

消費者行政担当部局におかれては、消費生活相談窓口に対して、美容師法違反のおそれがある相談情報等、衛生主管部局における指導監督に資する情報が寄せられた場合、衛生主管部局への情報提供をお願いいたします。

また、衛生主管部局にはこれまでも健康被害等の情報収集をお願いしているところですが、地方公共団体において消費者事故等の情報を得た場合、消費者安全法（平成21年法律第50号）に基づき、消費者庁に通知する義務があります。まつ毛エクステンションに関しては、以下に該当する場合は原則として通知が必要と考えられます。

- ①目や目の回りの皮膚の治療に 30 日以上を要する危害が生じており、まつ毛エクステーションの施術が危害に影響していると疑われる情報
 - ②同一の美容所で複数の被害相談がある、美容師以外の者の施術による被害相談がある等、当該施術所での被害拡大が懸念される情報
 - ③まつ毛エクステーション用の接着剤に一定の有害物質が含有しているとの情報
- 各地方公共団体におかれては、「消費者事故等の通知の運用マニュアル」を参照いただき、消費者事故等の情報を漏れなく消費者庁に通知するようお願いいたします。

さらに、消費者においても、健康被害のリスクを十分に認識し、施術前に施術者に十分な説明を求めるとともに、万が一、目などに異常が生じた場合には医師の診察を受けるようにする必要がありますので、消費者行政担当部局と衛生主管部局が連携し、消費者へ分かりやすく周知徹底を図るようお願いいたします。

なお、引き続き、美容師法違反のおそれのある事案に対する指導・監督の徹底を図っていただくとともに、特に悪質な事例については、捜査機関と連携をとった上で告発も視野に入れた厳正な対応をお願いいたします。

(参考 1)

- ・独立行政法人国民生活センター 平成 27 年 6 月 4 日公表資料
「後を絶たない、まつ毛エクステーションの危害」
http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20150604_1.html

(参考 2) まつ毛エクステーションによる消費者事故等のイメージ

- ・まつ毛エクステーションの施術を受けたところ、激しい痛みを伴い、目に違和感を覚えた。2 回目の施術を受けたところ、目のあたりに激痛が走り、両角膜びらんの重症。
- ・まつ毛エクステーション施術直後から目が泌みて、翌朝目が覚めるとまぶたが腫れ、エクステーションを取った後もまぶたの腫れが継続。
- ・施術の翌日に目が腫れたため、医師の診察を受けたところ、エクステに使用した接着剤が原因のアレルギー性結膜炎と診断された。
- ・まつ毛エクステの接着剤により眼瞼に炎症を起こした。

<消費者庁の情報通知・問合せ先>

○事故情報の通知先

消費者庁消費者安全課

TEL : 03-3507-9201 (直通)

FAX : 03-3507-9290 (直通)

E-mail : i.syouhisya.anzen@caa.go.jp (情報通知)

○問合せ先

消費者庁消費者安全課 吉本、中川、小野寺

TEL : 03-3507-9137 (直通)

<厚生労働省問合せ先>

厚生労働省健康局生活衛生課 (吉岡、高田、中田)

TEL : 03-3595-2301 (直通)

<添付資料>

資料1 : 消費者事故情報の通知の運用マニュアル (平成27年3月27日改訂)

資料2 : 消費者事故情報通知様式

資料3 : 消費者事故情報通知様式による通知の仕方